

イギリスにおける弁護士の上の過失に
対する法的責任 (二)

——ソリシターの場合、その一——

早稲田大学英米判例研究会

(代表 矢頭敏也)

目次

はしがき	
第一 ソリシターの上の過失に対する不法行為責任を はじめて認めた事件	八四
一 ソリシターと「特別関係」にある者に対する責任を 認めた事件(ミッドランド信託銀行事件)	八四
二 関連判例	
(一) 専門家と「特別関係」にある者に対する不法行為 イギリスにおける弁護士の職業上の過失に対する法的責任(一)	
責任を認めた事件として適用された事件(ヘドリ ー・バーン会社事件)	一〇三
(二) 専門家の注意義務は契約法上のみでなく不法行為 法上のものであるとした事件として適用された事 件(エッソ石油会社事件)	一〇六
(三) ソリシターは契約上の責任のみを負い、不法行為 責任を負わないとした事件として区別された事件 (グループム事件)	一〇八
三 解説	
イギリスにおける弁護士の職業上の過失に対する法的責任(一)	一一〇

(一) 序	一一〇
(二) 本判決の論理構造	一一〇
(三) 本判決の影響	一一五
(四) 小括	一一九
はしがき	

本号掲載の判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究科に在学する左の諸君である。

青木亮子	今井雅子	長田広幸	小山 彰
佐々木千津子	下山祐樹	須賀 淳	鈴木隆史
滝野俊一	野中信敬	水本修二	村岡尚子
森川 功	吉田和夫		

本稿は、それぞれが行なった報告及び討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、各項目の末尾に記名した、青木、今井、須賀、森川の諸君がとりまとめたものに、須賀君が解説を加え、最後に矢頭が全体に目を通して作成されたものである。

弁護士がその職業上の過失により、依頼者もしくは利害関係者を有する第三者に何らかの損害を与えた場合には、イギリス法上どのような責任を問われるのであろうか。それを研究するの

がこの判例研究の目的である。

ところで、イギリスでは弁護士はそれぞれ職能を異にするバリスターとソリシターに分けられているから、それらは個別に考えなければならぬ。また、弁護士と相手方との間に契約関係がある場合とない場合とは取り扱われ方が異なるであろう。まずバリスターについては、かつては、依頼者との間に契約

関係がないから、訴訟上の行為に関する限り、契約上も不法行為上も一切責任を負うことはないと言われていた。しかし、後にいくらか詳しく述べられるように、最近のロンドン対ワースリー事件 (Rondel v. Worsley [1969] A. C. 191) における貴族院の判決により若干の修正が行なわれて、バリスターが負っている裁判所及び司法に対する義務を果たす為には、依頼者によるネグリジエンス訴訟から解放されるべきであった。不法行為責任を負わされることはない、という理由づけがなされた。ところが、このようなバリスターの不法行為法上の無答責の原則も、さらにその後の貴族院におけるサイフ・アリ対シドニー・ミッチェル (ソリシター) 事務所事件判決 (Saff Ali v. Sydney Mitchell & Co. [1980] A. C. 198) により、ついにはバリスターも一般原則として専門家としての不法行為責任を負わされるのであって、例外的に一定の訴訟上の行為に関する限りにおいて無答責とするとされるに至ったのである。

つぎにソリシターについては、通常の場合、依頼者との間に契約関係があるから、例外的に法廷において弁護士(advocate)として行なう行為に關しては免責されるが、原則として契約違反の責任を問われる。しかし、不法行為責任を負わされることはなかった。ところが、最近になって、ソリシターの職業上の過失に基づく二つの損害賠償請求訴訟において、高等法院衡平法部の二人の裁判官が、その推論は異なるが、同じく、ソリシターには依頼者もしくは利害関係を有する第三者に対する職業上の注意義務があり、その義務に違反したときには不法行為責任を負わされる旨の判決を下した。その一つが今ここで取り上げるミッドランド信託銀行対ヘット・スタップス・ケンプ(ソリシター) 事務所事件(Midland Bank Trust Co. Ltd. v. Hett, Stubbs & Kemp (A Firm) [1979] Ch. 384) におけるオリヴァー判事(Oliver J.)の判決であり、他はロス対コーンターズ事件(Ross v. Caunters [1980] Ch. 297)における副大法官サー・ロバート・メガリー判事(Sir Robert Megarry V-C.)の判決である。

そこで、この判例研究では、まず第一に本稿において、ミッドランド信託銀行事件を取り上げてその概要を述べ、若干の関連判例の紹介と解説を行なうことにする。本件は後に述べられるように、ソリシターが依頼されていた買取選択権の登記を怠

って、原告に経済的損失を与えた為に法的責任を問われた事件であるが、オリヴァー判事はその判決の中で、基本的ないくつかの問題についてかなり詳しく述べている。即ち、第一に先例拘束性の原理に關して、上級の裁判所の判決の間に矛盾がある場合に、第一審裁判官にはどのような選択が許されるか、第二に、有形損害に伴わない純粹に経済的な損失は賠償されるか否か、そして、第三に、契約上の責任と不法行為責任は両立しうるか否か、である。これらの問題点についてオリヴァー判事が述べているところをある程度詳細に紹介することにした。

本稿につづいて、利害関係ある第三者に対するソリシターの不法行為責任が問題とされた、前掲のロス対コーンターズ事件および同じく前にメンションした、バリスターの不法行為責任を認める新たな判断が下されたサイフ・アリ対シドニー・ミッチェル(ソリシター)事務所事件を中心に取り上げて研究することにする。そして最後に、各判決を評釈する法律雑誌のコメント、ノートなどをも検討した上で、全体をとりまとめる予定である。(矢頭敏也)

第一 ソリシターの職業上の過失に対する不法行為責任をはじめて認められた事件

一 ソリシターと「特別関係」にある者に対する責任を認められた事件

Midland Bank Trust Co. Ltd. and Another v. Hett, Stubbs & Kemp

(A Firm)

一九七七年二月二日、高等法院衡平法部判決(原告勝訴)。[1979] Ch. 384; [1978] 3 W. L. R. 167; [1978] 3 All E. R. 571.

(一) 事実関係

一九六一年三月二四日、ウォルター・グリーンは、息子のジェフリーに賃貸していた彼の農場三〇〇エーカーを二二、五〇〇ポンドで買い取る十年有効の買取選択権(option)を与え、被告ソリシター事務所のスタッフがそれについての文書を作成した。その際、スタッフズは、一九二五年土地負担法に基づく買取選択権の登記を怠った。

その後、ジェフリーは、何回にもわたり、買取選択権を行使すべきかどうかという問題について、被告事務所に相談した。ウォルターは、何らかの理由で買取選択権を与えたことを後悔していたところ、買取選択権が登記されていないことを発見して、

一九六七年八月一七日、同農場をわずか五〇〇ポンドで妻に売却し、譲渡手続を完了した。

同年九月四日、被告事務所所属ソリシターであるスタッフズの息子ケネス・スタッフズが、父の手抜きに気づき、ジェフリーの買取選択権を登記した。

同年一〇月六日、ジェフリーは買取選択権を執行する旨の通知をしたが、父も母も応じなかった。

一九六八年三月二八日、ウォルターの妻が死亡。

一九七〇年一月二九日、ジェフリーは、父ウォルターと母の遺言執行者に対し、損害賠償金請求のほか、買取選択権は彼女の遺産を拘束しているという宣言と特定履行を求める訴を提起した。裁判所は、ウォルターに対する損害賠償請求のみを認め、他の請求は棄却した。

一九七二年二月八日、ウォルターが死亡。

同年七月二一日、ジェフリーは、被告事務所に対して、買取選択権の登記を怠り、彼に登記の必要性について忠告しなかつ

たことについて、職業上の義務違反を理由とする損害賠償金請求訴訟を開始した。

一九七三年五月一日、原告ジェフリーが死亡し、彼の遺言執行者であるミッドランド信託銀行及びジェフリーの妻が訴訟を継続した。(以上 青木亮子)

(二) 当事者の主張

(1) 原告側の主張

原告信託銀行の申立は、被告ソリシター事務所スタッフズが、原告信託銀行が遺言執行者をしているジェフリーに対して、ウォルターがジェフリーに対して与えた農場買取選択権は土地負担として登記されないならば有償取得者に対抗できないことを助言しなかったことについて、スタッフズの職業上の義務違反によるネグリジェンス(不法行為)あるいは選択的に契約違反を理由として被告事務所の責任を追求するものである。

クラーク対カービー・スミス事件判決 (Clark v. Kirby-Smith [1964] Ch. 506. 後出九四頁) およびグルーム対クローカー事件判決 (Groom v. Crocker [1939] 1 K. B. 194. 後出一〇八頁) が示すように、従来、ソリシターの責任は契約を理由としてのみ生ずるとされてきたが、近年においては、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決 (Hedley Byrne & Co.

イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(一)

Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465. 後出一〇三頁) 以後、この問題に対する裁判所の姿勢には実質的な変化があり、グルーム事件判決およびクラーク事件判決は、エッソ石油会社対ワードン事件判決 (Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801. 後出一〇六頁) において疑わしいものとされている。訴は契約を理由としてと同様に不法行為(ネグリジェンス)を理由として提起され得る。本件において、ジェフリーは、当該買取選択権について、一九六〇年代を通じて、また特定の一九六七年六月に、被告事務所に相談をしており、そこにおいてジェフリーが当該買取選択権およびその存在を絶えず問題としていたという事実は、被告事務所には、当該買取選択権がきちんと登記されているように確認すべきもつともな理由があったはずであることを意味している。当該買取選択権の効力が一九六七年六月にジェフリーが企てていた計画にとって重要であったにも拘らず、被告事務所は、ジェフリーに対して登記の必要について助言しておらず、また実際、当該買取選択権が土地を拘束していると助言した。

被告事務所は当該買取選択権に関して(契約上の)継続的義務を負っていた。

スパラム・サウター対都市田園開発(エセックス)会社事件判決 (Spaham-Souter v. Town and Country Development

(Essex) Ltd. [1976] Q. B. 858) およびアンズ対ロンドン・マートン市會事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728) (兩判決に於ては、「比較法学」第一五巻第一号六七頁以下参照) が示すように、ネグリジェンスを理由とする責任が生ずるのは、損害が発生した時であり、本件においては、その時はウォルターが妻に当該土地を譲渡した一九六七年八月であり、その時こそ出訴期間の起算がなされる時であるから、原告の訴権は一九三九年出訴期限法 (Limitation Act 1939) によつて消滅してはゐない。

(2) 被告側の主張

ソリシターに対して不法行為訴訟を提起することはできない。エッソ石油會社事件判決は原告の主張を支持するものではない。同判決において、裁判所は、ガソリンの年間販売量見積についての陳述は、副次的担保となると判示し、さらに、当該販売量に関する担保を含まない契約は、契約を締結せしめた過失ある不実表示を理由とする既存の訴権を奪うものではないと判示したが、しかしながら、オームロッド判事 (Ormrod L. J.) およびショウ判事 (Shaw L. J.) は、デニング記録長官判事 (Lord Denning M. R.) が判例集八一九頁で述べた意見、即ち、「責任は契約を理由とするもののみである」という主張を支持するために引用された諸先例は、引用されなかつた權威ある諸先例に

矛盾するものであり、そして、後者の諸先例は、専門家の場合には、合理的な注意を払う義務は、契約を理由として生ずるばかりでなく、契約とは別の法によつても課せられるのであり、それ故、不法行為を理由として訴え得るものであることを示している。」(後出一一六頁) という意見を支持してはいなかった。

過去一五〇年以上にわたつて、ソリシターを相手取つての訴は、契約を理由とするものであることが認められてきている。ビン対ウェイド事件判決 (Bean v. Wade (1885) 2 T. L. R. 157) が示すように、ソリシターの法律事務依頼契約がある者の財産に対する権原を守るために何かをなす義務を含むものである場合には、彼の債務は、合理的期間内に必要な告知あるいは他のことをなすことである。本件は実質的にビン事件と区別され得ない。本件ソリシターの依頼契約は、ジェフリーの買取選択権を合理的期間内に完全なものにする義務を生ぜしめる。義務違反はあつたが、その違反に基づかない訴も一九三九年出訴期限法によつて一九六七年三月までに訴権が消滅している。別個の訴権が根拠とし得るいかなる別個の共存する義務も存在しなかつた。他のいかなる過失行為も、それが一九六六年七月二日以前に行なわれたのであれば、訴権が消滅しており、また、土地の譲渡がなされた一九六七年八月一七日以降のいかなる過失行為も無関係なものである。スタッフズは家庭

内の不和について何ら聞かされておらず、そのような状況において、スタッフズが一九六七年六月に税金の問題について相談を受けたときに、当該買取選択権がきちんと登記されているか否かを確認すべきであったという理由はない。

(3) 原告側の補充主張

更に原告側は、先の申立を変更あるいは補強する形で、被告側抗弁の後に次のように主張した。

当該買取選択権の付与に関連して法律事務依頼契約の存在を立証することができなかったかもしれないが、その契約が存在しなかったのならば、ジェフリーに対して負う不法行為法上の一般的注意義務が存在するわけで、この義務は、当該買取選択権に関する書面が被告事務所によって保管されていた事実から生ずる。その契約が存在したならば、それは、当該買取選択権を合理的期間中守るというのではなく、他の者が農場についての対立する権利を取得する以前に登記によって守るというものであった。

本件においては、契約違反についての二つの申立がある。第一に、合理的期間内に当該買取選択権を登記しなかったことを理由とする申立があるが、これについては訴権が消滅している。第二に、当該買取選択権の強行性に関する確認のためにジェフリーが被告事務所のスタッフズに明示的要請をなした時、即ち、

特定の一九六七年六月に生じた新たな契約に基づく訴権がある。

(三) 争点および判決

(1) ソリスターは、契約違反を理由としてだけでなく、ネグリジェンス(不法行為)を理由としても訴えられ得るか否か。

——積極的判断。

(2) 原告が提起した損害賠償請求訴訟につき、訴権が一九三九年出訴期限法によって消滅しているか否か。——消極的判断。

原告勝訴。

(四) 判決の要旨(オリヴァー判事 Oliver, J)

本件は、三つの主要な法律問題、あるいは、法と事実とが混合した問題を含んでいる。第一の問題は、法律事務依頼契約にも拘らず買取選択権登記がすぐに行なわれなかったことに基づく訴が、一九三九年出訴期限法によって訴権が消滅していると仮定して、登記を怠ることが訴訟原因とされ得る新たな義務を被告事務所に課す何らかのことがその後起きたか否かである。第二の問題は、被告事務所が、引き受けていた契約上の何らかの債務は全く別として、損害を引き起こされた時に、違反が不法行為訴権を発生させる一般的義務を遺言執行者たる原告信託

銀行の遺言者(即ちジェフリー)に対して負っていたか否かであり、更に、このことには、明らかに抵触する諸先例に直面した場合の第一審裁判官の役割に関する問題が隠されている。第三の問題は、専ら契約責任の關係において、損害賠償請求訴訟は一九三九年出訴期限法によって訴権が消滅してしまうのか否かである。

以下これらの事項を、順を追って、(1)一九六六年七月二一日以降に新たな義務が生じたか否か、(2)被告事務所は原告に対して不法行為責任を負うか否か、(3)被告事務所は契約責任を負うか否か、の項目の下で取り扱うのが便宜であると考える。

(1) 一九六六年七月二一日(原告が訴を提起した一九七二年七月二一日から出訴期間の六年をさかのぼった日)以降に新たな義務が生じたか否か

ソリスターは自己が高度に熟練した技量が必要とする厳しい職業に従事する者であることを公言しているという意味において、ソリスターが依頼人に対して負っている義務が高度なものであることには疑いがないが、しかし裁判所は、ソリスター—あるいは他の分野の専門家—に、彼らが行なうことを要求されそして引き受けていることの範囲以上の義務を課すことには、充分な注意を払わなければならない。特に注意深く良心的

な実務家であるならば、依頼者の全体的利益のために、依頼者の指図によって理解される厳格な範囲以上の一連の調査を行なうことを自己に課すであろう。しかしながら、それが基準ではない。基準は、相当な資格を有する実務家であるならば、彼が従事している職業において通常採用されている標準に留意して行なうことであり、そして、アーガイル公爵婦人対ビューズリント事件判決(Duchess of Argyll v. Buseinck [1972] 2 Lloyd's Rep. 172) グリニウス対ヒンズ事件判決(Griffiths v. Evans [1953] 1 W. L. R. 1424) および、ホール対メイリック事件判決(Hall v. Meryck [1957] 2 Q. B. 455) のような諸判決は、当該義務が依頼契約の範囲に直接関連するものであることを示している。過失行為のあったソリスターあるいは彼の事務所が、前提として、彼が気がついていない過失まで思い出すように注意を払う継続的義務を負うことになるということは、本気で議論できるものではないが、しかし原告側弁護士は、本件では、買取選択権の行使が一九六七年六月にジェフリーが企てていた計画にとって極めて重大であったために、当該買取選択権の登記について考慮し確認することがスタッフズの義務になったと示唆している。しかしながら、そのことはスタッフズが行なうことを要請されたことではなかった。法律事務の依頼に関して指図が与えられたのは、親密な間柄にあったウ

オルターとジェフリーとの間の合意に關してであり、そして、スタッフズの事務所が、数年間両者のソリシターを勤めていて、ウォルターが彼の土地の売却を企てていたか否かを知ることが期待したであろうという背景に反してであった。スタッフズは家庭内の不和を何ら耳にしていなかったと述べており——私はそれを受け容れるものであるし——また、宣誓供述書中のジェフリー自身の証言は、ジェフリーはウォルターと仲違いをしていなかったというものであった。さらに、スタッフズの知る限り、たった一年前にウォルターは農場に關する相談においてジェフリーに同意していて、そのことはすべて、睦まじい家族關係の存在を示していた。

家庭内の諸事に関するスタッフズの認識状態は、彼が、稅務關係を扱うバリスターに説明書を提出する際に、ウォルターとジェフリーの兩者の事務を代行しているつもりでいたという事実によつて明らかとされる。このような状況において、ウォルターが当該買取選択権を無視してその土地を処分する可能性があるということが、当時スタッフズの心に浮かんだはずであるという理由は見出し得ないし、また、國税および相続稅の影響に關して助言する説明書が、スタッフズに当該買取選択権が登記されていたかどうかを調べるべきであると示唆したはずであるという理由も見出し得ない。

この時点まで登記すべき継続的義務が何らなかったならば、それを理由として、私は、一九六七年六月に与えられた説明書の中に、その義務を復活させたであろうもの、あるいは、スタッフズに当該買取選択権が登記されていたか否かを考察する何らかの新たな義務を課したであろうものを何ら見出し得ない。それ故、本件のこの問題についての原告側の主張を認めることができない。

(以上 森川 功)

(2) 被告事務所は原告に対して不法行為責任を負うか否か 弁護約束のもとでソリシターが依頼者に対して負っている義務は、契約のみから生じるのであって、注意と技量の欠缺のために損害が生じた場合に不法行為訴訟が提起されるような、注意と技量を働かせるべき「一般的」義務は存在しないという被告の主張に対して、原告は、これまで一般に認められてきたこのような見解の妥当性は、最近のある控訴院判決により失われたと主張している。すなわち、エッソ石油会社対マードン事件 (Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801. 後出(一〇六頁))における控訴院判決以来、同等の裁判所に二つの相反する先例の流れがあり、それゆえ、第一審裁判官にはどちらに従うかの選択権が与えられているというのが原告の主張するところであり、それは、結局のところ、少なくとも実質的に

は、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465. 後出一〇三頁) における貴族院判決が、右のエッソン石油会社事件その他の諸判決とともに考えあわせると、グループ対クロッカー事件 (Groom v. Crocker [1939] 1 K. B. 194. 後出一〇八頁) における控訴院判決およびそれに従った諸判決をくつがえすという効果を必然的に伴ったものであったという主張であるように思われる。

(i) 先例拘束性の原理

関連諸判例の多くが、上級裁判所ののちの事件において確立された諸原則と、あるいはいくつかの事件においてはお互いに容易には一致させることができないという、本件におけるような情況に直面した第一審裁判官の仕事は、たやすいものとはいえない。イギリスの裁判所制度は段階制になっていて、第一審裁判官は、当然により上級の裁判所にのみ属し、かつ、たとえ権限を行使したくなるような理由があっても、第一審裁判官には行使すべき権限のない機能については、それを侵す危険を避けなければならないのと同時に、一方では、より上級の裁判所によって明確に樹立された法原則に従い、かつそれを適用しなければならぬのである。上位裁判所の間に明らかな矛盾が存在している場合には、第一審裁判官が従うべき法原則さえ常に

明確であるという訳ではなく、また法原則が明確である場合にも、その適用自体がより上級の裁判所の判決に関する議論の余地のある解釈に依拠することがあるために、法原則の適用も必ずしも容易であるとはいえない。本件における限りでの先例拘束性の原理は以下のようなものであると思われ、当裁判官は、原告の主張に対するアプローチにおいてこれを採用することに

(a) 「一般的」法原理に基づくもしくはかかる原理を確立している貴族院の判決は、それが立法により変更されるか、あるいは、現在では貴族院がそれから離れるまでは、すべての下級の裁判所を拘束し、またイギリスの法を表わす。

(b) より下級の裁判所の判決は、それと相いれないより上級の裁判所の判決中に、同意した裁判官たちが相いれない旨を明確には述べていなかったとしても、かかる判決によってくつがえされたものとみなされうる。

(c) 制定法もしくは貴族院の判決に対する控訴院の解釈は、たとえ控訴院がのちにその解釈を誤ったものとみなしたとしても、控訴院を拘束する。かかる解釈がより下級の裁判所を拘束することは、いうまでもない。

(d) 控訴院の判決の間に矛盾がある場合には、控訴院は、いづれに従うか自由に選択できる。かかる矛盾に直面した場合の

第一審裁判官の立場については、明らかではない。当裁判官の判断では、その時点での最新の判決に従うべきと考えられうるのではない限りは、第一審裁判官も同様に選択の自由を有するべきである。

(ii) グルーム対クロッカー事件判決に至るまでの諸先例

原告の主張は、一見したところでは、大胆なものであるように思われる。というのは、ソリンターの依頼者に対する関係は契約上のものではなく、不法行為責任を発生させるものではないと判示する、ぼう大な数の連続的な一連の判例が存在し、しかもそのうちのいくつかは、ヘドリー・バーン会社事件判決(後出一〇三頁)以後に判決されているからである。しかし大胆さと過誤とは同義語ではなく、たとえ正義の女神は目かくしをされているといわれようとも、先例拘束性の原理は、裁判所が諸先例における判断の理由ならびにそれ以後の判例が諸先例に与えた影響を考察することなしに、従前の判例に盲従しなければならぬものではない。原告の主張の是非を問うためには、当裁判官は、まず、グルーム対クロッカー事件判決(後出一〇八頁)およびそれを踏襲した諸判例において展開された準則の起源をたどり、それを分析するように努めなければならない。しかるのちに、かかる準則が、その当時革命的と思われたヘドリー・バーン会社事件における貴族院の判決によつ

て影響を受けたのであれば、その影響を評価し、最後に、ヘドリー・バーン会社事件以後判決されたソリンターの責任に関する諸事件を検討したうえで、原告が依拠するエッソ石油会社事件判決(後出一〇六頁)がそれらの事件に与えた影響を評価しなければならぬように思われる。

クラーク対カービー・スマイス事件判決(Clark v. Kirby-Smith [1964] Ch. 506、後出九四頁)において、プラウマン判事(Plowman J.)は、ほぼ一五〇年前にまでさかのぼる一連の諸事件は、ソリンターに対する依頼者の訴が契約上のものであって、不法行為上のものではないことを示していると述べ、ハウエル対ヤング事件判決(Howell v. Young (1826) 5 B. & C. 289)を引用している。少なくとも私には、被告も引用した同事件が、実際ソリンターの責任は契約上のもののみであると判示したものであるのかは、きわめて疑わしく思われる。同事件は、イギリス法がまだ訴訟方式という専門的手続により混乱し、また、独立した不法行為としてのネグリジエンスという一般概念がまだ発展段階にあった時代に判決されたものであることを思い出さなければならない。判決自体もあいまいであることから、こうした初期の諸判例が、のちに先例として引用されるための命題を本当に確立したものであるか否かには、疑問の余地があるように思われる。そして、控訴院がはじめてこの

問題をとりあげたビーン対ウエイド事件判決 (Bean v. Wade (1885) 2 T. L. R. 157) より五〇年あまりを経て、再び控訴院により明確な判断が下されたのが、グルーム対クロッカー事件判決(後出一〇八頁)である。

グルーム対クロッカー事件における申立書で主張されている義務ならびにスコット判事 (Scott, J.) の判決に述べられている義務は、合理的な注意と技量を行使すべき黙示的な一般的義務をむしろや超えるものであるというのが、正当である。それにもかかわらず、同判決が、契約によって負わされる義務に対する責任を越えてまたそれを別としては何ら責任はないという基礎にたつて下されたものであることは、疑いのないところである。以来、エッソ石油会社事件判決の影響に関する原告の主張は別として、同判決は常に法とみなされてきたのである。グルーム対クロッカー事件判決は、一貫して従われ、適用されてきたのである。(以上 今井雅子)

(iii) ヘドリー・バーン会社事件判決

ヘドリー・バーン会社事件の貴族院判決に、グルーム対クロッカー事件判決が基礎とした推論と一致しないもの、あるいは破壊するような何かがあるならば、私はもはやそれに拘束されるべきでないし、依然としてそれを適用している後の一審判決にも従うべきでないと理解する。私は次の結論に到達せざるを

えないと思う。すなわち、グルーム対クロッカー事件判決での判決理由は貴族院の優位する判決と両立しえない。

ヘドリー・バーン会社事件の原理はモリス判事 (Lord Morris of Borth-y-Gest) により全く一般的なものとして述べられた。両当事者間の依存と信頼の關係が、無償で引き受けられたものではなくて、契約上のものであるという事実によって、その原理が排除されなければならないというこの理由は知りえない。論理的に考えるならば、排除されうるのは、契約の履行に際し合理的な注意及び技量を用いるという黙示条項のみならず、さらに加えて一方当事者が他方当事者に対し負っているすべての義務の決定的で排他的な源泉は契約であり、一般法が課す以外のものはより広い義務を排除するという趣旨の条項が存在する場合だけであるように思われる。

モリス判事は次のように述べてこの原理を示した。

「特殊な技量をもつ者が、契約とは全く無關係にその技量を、そのような技量を信頼している他の者の助力のため用いることを引き受ける場合、注意義務が生じる。サーヴィスが言説によりあるいは言説を媒介として与えられなければならないという事実は何らの相違をもたらしえない。さらに、ある者がその者の判断、技量、あるいは注意深い調査をなす能力が他の者により合理的に信頼されるる情況に置かれている場合に、その者が

情報あるいは助言を、それに信頼を置いているとその者が知っているあるいは知っているべき者に、与えることを引き受けているかも知しくはそのような者に情報あるいは助言が伝えられることを容認しているならば、注意義務が生ずることになる。」

これは原理を全く一般的に述べたものであり、市民相互生命保険会社対エヴァット事件判決 (Mutual Life & Citizens Assurance Co. Ltd. v. Evatt [1971] A. C. 793) の枢密院司法委員会の多数意見において示された範囲で条件付けられるものとして扱うとしてさえも、それが作用する場合を、非契約関係に限定する根拠は何もないように思われる。

そのような制限が存在しないということは、思うに、モリス判事の意見から明白であるのみならず、キャンドラー対クレイン・クリスマス会社事件判決 (Candler v. Crane, Christmas Co. [1951] 2 K. B. 164, 179-180) におけるデニング判事の反対意見を採用し是認したヘドリー・バーン会社事件判決におけるピアース判事 (Lord Pearce) のような、他の意見からも明白である。

デニング判事が、関係が如何にして生じたかということとは無関係に、特定の作業の引受あるいは責務により創設される関係から生じる責任の一般原理を宣明しようとしていたことは右の反対意見から極めて明白であるように思われる。

裁判所がなすべき考察は「原告と被告の関係は何であるか」ということであって、「関係があるとして、それが如何に生じたか」ということではない。こうであることは、後の判決から全く明白であると考ええる。

ヘドリー・バーン会社事件判決におけるモリス判事の意見中の「契約と全く無関係に」という言葉は、「契約が存在しない場合にのみ」という意味に正当に解しようとは思われない。

私の判断するところでは、ヘドリー・バーン会社事件判決におけるデヴリン判事の意見をみれば、このことはさらに明白になる。というのは、彼は契約関係の存在を、一般的な不法行為法上の義務の極めて典型的な証拠として扱っているからである。

私がヘドリー・バーン会社事件判決を読むところによれば、その作用は引き受けられたサービスが表示の形態あるいは事実意見もしくは助言の陳述の形態をとっている場合に限定されるものではない。思うに、論理的には、その作用は、Bean v. Wade (1885) 2 T. L. R. 157) におけるように通知をなすような何らかその他の積極的な行為をサービスが含んでいる場合に適用されなければならない。ひとたび義務が確立されれば、私の判断するところでは、違反が不法な行為 (malfeasance) の形態をとっているか、不作為 (non-feasance) の形態をとっているかどうかということは問題にな

りえない。

非法律家がソリシターに助言を受けようとして意見を聞くケースは、ヘドリー・バーン会社事件判決において述べられた注意義務が存在する種類の関係を認定しうる典型的なケースであるように思われる。したがって、本件においてそうすることが許されるなら、私はソリシターと依頼者の関係は、ソリシターらに、彼らが完全にその依頼者が信頼すると知っているべきであった注意と技量を用いるという一般法の下における義務を生ぜしめると判示する。その義務は違反されても、損害が生じるまでは不法行為を理由とする訴因は生じない。そして損害は一九六七年八月一七日になって生じたのである。

確かに、上級の裁判所の判決を批判することは、高等法院裁判官の役割ではないし、私はそうしようとしてもしていない。しかしながら、その効果及びさらに上級の裁判所が後に確立した一般的な原理がそれに与える効果は分析しなければならない。私が答えるよう要求された問題は、ヘドリー・バーン会社事件判決における原理が、それ以後控訴院のみならず、貴族院自体において解釈され適用されたところに従って、グループ対クロッカ―事件判決が依拠し、かつ以後存続してきた唯一の推論に私かもはや従う義務はなく、あるいは従う権利もなく、私が優越する原理と考えているものを適用しなければならない程に、それ

が失効しているかどうかということである。(以上 須賀 淳)

(iv) ヘドリー・バーン会社事件判決以降の諸判決

(a) クラーク対カービー・スミス事件判決 (Clark v. Kirby-Smith [1964] Ch. 506)

プラウマン判事 (Ploorman J.) はグループ事件判決に従い、ヘドリー・バーン会社事件判決の趣旨はソリシターと依頼者の事案においてネグリジエンスという不法行為に対する責任を生ぜしめるものであるという主張を退け、さらに貴族院のカートリッジ対E・ジョプリン会社事件判決 (Cartledge v. E. Joplin & Sons Ltd. [1963] A. C. 758) を先例として引用している。

しかしカートリッジ事件は、過失行為の結果として被った損害が発見されずにいた場合の訴権と出訴期限に関する事案であり、同事件判決におけるピアース判事 (Lord Pearce) は、同事件を不法行為法上のネグリジエンスの事案と考えているように思われる。ヘドリー・バーン会社事件判決におけるソリシターと依頼者との関係についてのデウリン判事 (Lord Devlin) の意見に関連して、クラーク事件判決は正当化され得るであろうか。即ち、グループ事件判決が、契約を別としては過失ある陳述に対する責任はないとされた時期のものであるという事実は別として、ヘドリー・バーン会社事件判決における一般的義務がソリシターと依頼者との関係に適用されないであろうか。

しかしブラウマン判事は、グループ事件およびヘドリー・バイン会社事件の両判決は矛盾しないと考えていた。矛盾しないとすれば、その理由は、①グループ事件判決が、ソリシターあるいは一般的に専門家のいずれかに特有の法理を確立しており、その法理が、ヘドリー・バイン会社事件判決において注意義務を生ずるものとして述べられた種類の全ての他の関係に関連する義務からそれらの者を免除しているから、②ソリシターに依頼する場合には、ソリシターはいかなる義務も免除されるという趣旨の黙示の条項があるから、③契約と不法行為の両方で被告を訴える権利を有する原告は、契約上の権利のみに依拠しなければならぬという一般的法原理があるから、④ヘドリー・バイン会社事件判決の法理およびその法理の下で生ずる義務は、無報酬で——あるいは少なくとも非契約的に——引受けられる関係にのみ適用され、契約上の関係には適用されないから、のいづれかである。しかし、まず理由①は不合理である。グループ事件判決においてグリーン記録長官判事 (Sir Wilfrid Greene M. R.) およびスコット判事 (Scott L. J.) は、ソリシターを医師と同じ立場にあるものと考えている。「専門家の活動」が不法行為法上の一般的注意義務を解除するというのは条理にかなった命題ではない。理由②も同様に支持され得ない。契約上の関係は個々の事案における合意の問題であり、制定法は別と

して、当事者の意思にかかわらず適用される普遍的条項を契約に持ち込む先例はない。理由③もだめである。契約と不法行為の両方において請求権を有する者は一方において訴を提起しなければならぬという法原則はない。理由④がグループ事件判決の推論であるように思われる。このことが非常に明確に現われるのは、スコット判事の「両者の相互の権利および義務は、委任契約によって完全に制限される。」という意見である。しかし文脈からこのことを理解するのは困難である。なぜならば、同判事は、ソリシターだけでなく、医師、建築家、株式仲買人および他の同様の立場にある者たちにも言及しており、医師は患者と契約上の関係にあり得るが、医師の不法行為責任については何ら疑問がないからである。

関係が契約上のものであるという単なる事実がヘドリー・バイン会社事件判決の法原理からソリシターを除外する根拠とされたことは、次の判決におけるディプロック判事 (Diplock L. J.) の意見から明らかである。

(b) ハゴット対ステイヴンス・スキャンロン会社事件判決 (Bagot v. Stevens Scanlon & Co. Ltd. [1966] 1 Q. B. 197) ディプロック判事は、右のクラーク事件判決に従い、「本件において、合理的な技量を行使し合理的な注意を払う建築家の義務を発生させた関係は、契約のみから生じたのであり、その義

務の違反を理由として提起される訴は、契約のみに基づく訴である。(p. 204)と述べている。また同判事は、注意を払う契約上の義務が不法行為法上の義務と並列して存在し続ける関係は、公共的職業の性格を有するもの、あるいは、使用者と被用者の事案であるという見解を述べたが、ヘドリー・バーン会社事件判決の法原理に基づく責任が存在するという主張は、クラーク事件判決におけるブラウマン判事の意見を引用することにより退けている。

訴が契約に基づくものであるべきかあるいは不法行為に基づくものであるべきかについての区別は、ケリー対首都鉄道会社事件判決 (Kelly v. Metropolitan Railway Co. [1895] 1 Q. B. 944) における A. L. スミス判事 (A. L. Smith L. J.) の「申立の理由が、やり残したものを行なうという契約の立証なくしては何ら訴権を生じない不行為あるいは不履行であるならば、訴は契約に基づくものである。他方、原告と被告会社との関係が、契約に関係なく注意義務を生じるようなものであり、被告会社に過失があるならば、訴は不法行為の訴である。」(p. 947) という意見にも見られる。このことは、契約上の注意義務の存在が当事者間の近接という関係から生じる別個にして同様の義務を排除するものではないことを認めるものであるように思われる。しかしバゴット事件判決の趣旨は、不法行為上の

あらゆる義務が、当事者間の契約の結果として注意を払い技量を行使することを引き受けている専門家との関係の場合には、解除されるといふものになっている。だが公共的職業とは考えられない歯科医についても、注意義務違反を理由として不法行為で訴え得るとした控訴院のエドワーズ対マラン事件判決 (Edwards v. Mullan [1908] 1 K. B. 1002) があり、また同判決に従ったフィッシュ対タイバー事件判決 (Fish v. Kapur [1948] 2 All E. R. 176) がある。

したがって、矛盾する諸先例の流れがあり、一方はヘドリー・バーン会社事件判決の法原理から専門家との契約関係のすべてを除外し、クラーク事件およびバゴット事件の両判決の基礎となっており、他方はそのような関係をその法原理内に持ち込むものとなっているのである。

被告側が依拠し、バゴット事件判決の推論の基礎の一部となっているものにジャーヴィス対モイ・デイヴィス・スミス、ヴァンダーヴェル会社事件判決 (Jarvis v. Moy, Davies, Smith, Vandervell & Co. [1936] K. B. 339) があるが、ジャクソン対メイフェーバー窓清掃会社事件判決 (Jackson v. Mayfair Window Cleaning Co. Ltd. [1952] All E. R. 215) に基づくバーリー判事 (Barry J.) は「被告会社は、原告に対して——契約から独立した——原告の財産に損害を与えぬように注意を払う

義務を負っている。この義務のいかなる違反も、被告会社をネグリジエンスを理由とする訴において責を負うものとする。」(p. 218)と述べており、ジャーヴィス事件判決を、唯一の義務が契約上のものであることを確立するものとは考えていない。更に、サックス対ヘンダーソン事件判決 (Sachs v. Henderson [1902] 1 K. B. 612) においてロリンズ記録長官判事 (Collins M. R.) は「不法行為と契約との間の区別は論理的なものではなく、特定のもの不法行為であるのかあるいは契約違反であるのかを決定するのは困難なことがある。原告の申立が契約におけるある特定の約定を指し示しており、その約定が破られたのであれば、訴は契約に基づくものである。しかし、当事者間の関係を立証するためにだけ契約に言及することが必要であり、そして、申立がその関係から生じる義務の違反を主張するものであるならば、訴は不法行為の訴である。」(p. 616)と述べている。

しかし、論理がいかなるものであれ、次の控訴院判決によって、当裁判官がクラーク事件およびボゴット事件の両判決に従うよう拘束されていると主張されている。

(c) クック対スウィンフェン事件判決 (Cook v. Swinfen [1967] 1 W. L. R. 457)

第一審でロートン判事 (Lawton J.) は、ソリシターを相手

イギリスにおける弁護士の上の過失に対する法的責任(一)

取ったの申立は契約についての申立であるから、申し立てられている損害には合理的な因果関係がないと判示し、その際にグループ事件判決に依拠した。控訴院判決は同様の結論に達したが、その判決理由は、当該損害が被告の過失の予見可能な結果ではないために合理的な因果関係がないというものであり、ロートン判事のそれと異なるものであった。確かに、デニング記録長官判事 (Lord Denning M. R.) は、「ソリシターを相手取ったの訴は、グループ事件において判示されたごとく、常に契約違反を理由とするものである。」(p. 461)と述べているが、この意見は、予見可能性という普遍的基準を採った控訴院判決の判決理由から見ても、傍論でしかない。

(d) ハイウッド対ウェラーズ事件判決 (Heywood v. Wellers [1976] Q. B. 446)

被告側はグループ事件およびクック事件の両判決に依拠したが、控訴院はその主張を退け、特にデニング記録長官判事は両判決が再考されるべきかもしれないと述べている。一方、ジェームズ判事 (James L. J.) は、ソリシターに対する訴が契約のみについてのものであることを前提とし、そのことを「よく知られた確立した法」(p. 461)と述べている。しかし控訴院は、全員一致で、損害が、ソリシターの訴訟についての処置の誤りの付随的結果であるばかりでなく、訴訟の目的である救済を自

己の過失によって確保できなかったことの直接的かつ必然的結果であるという理由で、回復されると判示している。ハイウッド事件判決は、本件被告側の主張を支持するジェイムズ判事の傍論を含んではいるが、デニング記録長官判事の提示した疑問が後にエッソ石油会社対マードン事件判決 (Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801) において重要な意味を持つことになる。

エッソ石油会社事件判決を検討する前に次の貴族院判決に留意しておくこととする。

(e) マレンソン対マレンソン事件判決 (Arenson v. Arenson [1977] A. C. 405)

この事件は会計士事務所に関するものであるが、一名の判事を除く全ての判事の意見から明らかなのは、信任および信頼という必要な関係が存在する場合には常にヘドリー・バーン会社事件判決の法理が適用されるということである。サイモン判事 (Lord Simon of Glaisdale) は「他の者に關して注意を払って行動する義務があり、かつ、そのような義務の違反がその他者に対して損害を与えるならば、公序良俗は一般的にそのような損害が填補されることを要求する。」(p. 419) と述べ、ウィートリー判事 (Lord Wheatley) は「ヘドリー・バーン会社事件判決以後、過失ある意見を述べる者が、法によって認めら

れている関係にあり、かつ、その結果として損害を被った者に対して、その過失について責任を負うことは明らかである。」(p. 426) と述べている。またキルブランドン判事 (Lord Kilbrandon) は「不法行為を理由とするにせよ契約を理由とするにせよ、過失から生じる損害に対する責任について結果は同じであり、概念上の細かい区別は役に立たない。そのような責任が生ずるとされるはずである関係の性格について多くの疑問があるとは思われない。そのような責任は広範囲の諸活動に見られるのであり、今日では専門家と依頼者との間の関係に限られるものではない。」(p. 430) と述べ、サーモン判事 (Lord Salmon) は「契約上の債務は全く別として、被上訴人が、上訴人に対して、合理的な注意を払いかつ合理的な技量を行使する義務を負っていたはずであることは明らかである。」(p. 434) と述べている。

更に、ダットン対ボグナー・リージス都市地区会事件判決 (Dutton v. Bognor Regis Urban District Council [1972] 1 Q. B. 373: 「比較法学」第一五巻第一号八三頁以下参照) におけるデニング記録長官判事およびサックス判事 (Sachs L. J.) の意見は、契約上の関係によって設定される諸義務が不法行為法上の一般的義務を排除するという考えを退けており、デニング記録長官判事の見解は、後に、次の貴族院判決によって是認

されてゐる。

(f) アンズ対ロンドン・バートン市会事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728. 「比較法学」第一五巻第一号六九頁以下参照。)

ウールバーフォース判事 (Lord Wilberforce) は「貴族院におけるドナヒー対ステューンソン事件 (Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562)」、ドリー・バーン会社事件、ドレーセツト・ヨット会社対内務省事件 (Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office [1970] A. C. 1004. 「比較法学」同八一頁以下参照) の三判例を通じて見ると、いかなる場合に注意義務が発生するかについては現在では次の状況にある。……まず第一に、原告と被告との間に、被告側の不注意が原告に損害を与えやすいほどに近い関係または隣人関係が存在すれば、一応の注意義務が発生する。」(p. 1032) と述べ、さらに東サフォーク河川排水委員会対ケント事件判決 (East Suffolk Rivers Catchment Board v. Kent [1941] A. C. 74. 「比較法学」同八四頁以下参照) に言及して、「特定の認められた状況に限られず、十分な近接という関係の全てに一般的に及び、さらに、公共団体が制定法に基づいて機能する領域にまで及ぶ一般的注意義務の概念は、当時は十分に認識されていなかった。」(p. 1037) と述べている。

イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(一)

しかしながら、このことがヘドリー・バーン会社事件判決および同判決の法原理が適用されたその後の判決において暗示されていたとしても、少なくとも控訴院以上のレベルにおいては、ヘドリー・バーン会社事件判決の言う義務およびそれと同じ拡がりをもつ契約上の義務が互いを排除するものではないことを明確に決定し、さらに、控訴院のグループ事件判決の妥当性について最も試験的な疑問を表明したのは、エッソン石油会社事件判決が最初である。(以上 森川 功)

(v) エッソン石油会社対マードン事件判決

エッソン石油会社事件判決 (Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801. 後出一〇六頁) において、控訴院は、ガソリン・スタンドの賃貸借契約締結の誘因となった販売量に関する見積りに関して、合理的な注意および技量をもってこれを行なうという担保 (warranty) があつたのであり、従つて、原告によるかかる担保の違反を理由として、被告は損害賠償請求権を有すると判示した。控訴院が認めた契約上の義務は、「ヘドリー・バーン会社事件タイプの特別関係 (special relationship) から生ずる義務と同じ範囲をカバーしているばかりではなく、同質かつ重なりあうものであることが、本件に関連して目をひく。

控訴院はさらに、右の契約責任に加えてまたこれとはまった

く別に、原告は、ヘドリー・バーン会社事件における原則のもとで、被告に対する不法行為責任を負うと判示した。これは、無視することのできない見解である。原告は特に、契約上の義務と不法行為上の義務との二つの義務は、同時には存在しえないこと、さらに、グループ対クローカー事件判決およびこれに従った諸判例は、契約が締結された場合には、締結されなければ存在していたかもしれない不法行為責任は当事者間の契約に吸収されて消滅し、従って、当該契約が、当事者間の諸権利の唯一かつ排他的な根拠とみなされるべきであるという命題についての先例であると主張したが、これは控訴院により全員一致をもってしりぞけられた。しかも、デニング記録長官判事(Lord Denning M. R.)は、グループ対クローカー事件判決を踏襲する諸判例の流れを誤ったものかつ従前の先例に反するものとして、明らかにこれに従わなかった。

先例としてのエッソ石油会社事件判決へのアプローチとしては、次の三つのものがあるように思われる。すなわち、①担保違反を理由とする責任が存在したという命題についてのみの先例であって、その他はすべて傍論である、②控訴院は、選択的な、しかし相互に排他的な二つの責任を示したのであって、原告はいずれかの責任を負うという判決は、契約責任と不法行為責任とは同時には存在しえないと判示する諸判例と矛盾するも

のではない、③同判決は、契約上の義務と不法行為上の義務とが同時に存在しうると述べた、というものである。控訴院は、契約上の義務と不法行為上の義務とを重複するものとみなしており、担保より生ずる契約上の権利を唯一のかつ排他的な請求原因とはみなしていないという立場に立たない限り、ヘドリー・バーン会社事件タイプの責任について考慮されたことの説明がつかない。私がみるところ、同判決は、契約上の注意義務の存在は、ヘドリー・バーン会社事件判決の原則に基づいた類似する不法行為上の請求権を排除するものではないという命題についての先例である。

以上(2)で述べたところを要約すると、以下のようになる。

(a) 私の意見では、ヘドリー・バーン会社事件判決(後出(一)〇三頁)は、そこで述べられたタイプの関係がどのようにして創設されたとしても、かかる関係から法によって生ずる一般的な義務を確立した。それゆえに、同判決は、グループ対クローカー事件判決およびこれに従った諸判決の根底にある判断の理由とは相いれないというのが、私の見解である。

(b) 私の採った見解に基づき、また、アレクソン事件判決(前出九八頁)で述べられた意見、とりわけ、サーモン判事(Lord Salmon)の意見に鑑み、私は、大いに敬意を表しつつも、ク

ラーク事件判決（前出九四頁）およびバゴット事件判決（前出九五頁）には従いかねる。

(c) 私は、クック事件判決（前出九七頁）とヘイウッド事件判決（前出九七頁）が、クラーク事件およびバゴット事件の両判決に従うよう強いものではないと考える。というのは、そこで責任の契約的性格について言及されたことは、なんら判決理由に不可欠な部分ではないからである。

(d) たとえ私が右の(c)につき誤っていたとしても、クック事件およびヘイウッド事件の両判決は、責任の契約的性格について意見が述べられた限りでは、私が拘束されるエッソ石油会社事件判決（後出一〇六頁）における控訴院の解釈とは相いれないと考える。

(e) たとえ私がそのように拘束されなくても、ともかく控訴院の諸判決の間に不一致があるので、いずれに従うべきか選ばなければならず、自由に選択することができないとしても、私はより最近の判決に従うべきであると考ええる。

私の判断では、本件においては、明らかに被告事務所とシェフリーとの間にヘドリー・バーン会社事件判決の原則のもとにおける注意義務を生ぜしめる種類の関係が存在した。さらに私の判断では、エッソ石油会社事件判決における控訴院のかかる

イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(一)

原則の解釈は、本件においては、一九六七年八月一七日に損害が発生した時点で生ずる不法行為責任が存在したという結論へと至る。従って、私の見解では、原告の請求権は、一九三九年出訴期限法によって消滅してはいない。いうまでもなく、私は、そうせざるをえないと考えたこの結論に達するにあたって、長い間堅固にして確立された法原則と考えられてきたものから離れようとしていることは意識している。私が自己の推論を詳細に述べることが適切であると考えたのは、そのためなのであり、また、明らかに、この問題は依頼者とソリシター、さらにソリシターの保険業者にとって非常に重要なものであるからである。最後に、バティ対首都住宅開発会社事件 (Batty v. Metropolitan Property Realisations Ltd. [1978] Q. B. 554. 比較法学第一五巻第一号七七頁以下参照。) における控訴院の非常に最近の判決に私の注意がむけられていることを付け加えなければならぬが、ここでは、同判決には私が到達している結論を修正あるいは変更させるものは何ら見出しえないということを述べておくにとどめる。(以上 今井雅子)

(3) 被告事務所は契約責任を負うか否か

本件において重要なことは、本件が、誤った過失ある助言を与えた事件——この場合には契約違反は必然的にある一定の時

点で発生する——ではなく、単なる契約不履行の事件であることに注意することである。スタッフズが買取選択権の付与の問題について事務を依頼された時に引き受けた債務は、①両当事者を拘束する、買取選択権についての適切にして強行し得る契約書を作成し、契約を完結させること、②いずれかの第三者がコモン・ロー上の不動産権を取得する以前に、土地が誰の手にわたらうとも当該買取選択権がその土地を拘束しているようにするために、必要かつ実行可能な手段を講ずること、そして、③資格を有する標準的な実務家を用いる注意と技量をもって、その仕事を行なうこと、である。

依頼者に関する限り、ソリスターが上記②の下における契約上の債務を履行することを選択するのはいかなる期日であるかという問題は、有効にそれが履行される間は、全くどうでもよい問題である。標準的な注意深いソリスターならば、その債務を合理的に履行し得る最も早い時期に履行するであろうことには疑いがない。適切な場合には、彼は優先権についての告知をなすかもしれない。しかしながら、彼がそうせず、また、有効な登記がいまだになされず、そして、実際になされるならば、彼の依頼者は、彼が少しばかり注意に欠けており、そして、登記をもっと早くなし得たであろうという全く純法律的な申立を除いて、申立をなすことができない。疑いもなく、本件のソリ

スターは、第三者が、実際にはそうはしなかったが、土地に対する何らかの権利を取得することができたかもしれないところの期間を不注意にも経過させてしまうことによって、彼の依頼者の諸事務のために必要な資格に相応しい能力と注意力を示すことができない様を露呈してしまった。しかしながら、そのようなことができないとしても、そのことは、適時に登記を行なうという主たる債務に影響し得ないし、いわんやそれを解除し得ないのであり、その債務は、履行されるかまたは履行不能となるまで、あるいは、依頼者が履行遅滞を契約の履行拒絶と看做すことを選択するまで、存続する。

被告事務所は、当該買取選択権に関連して、任務を完了したものと考えていなかった。彼らはジェフリーのために書面を彼らの金庫部屋に保管し、また、この事項に関するファイルを開き、そして、六年半にわたって折々それについて相談を受けていた。私の判断では、彼らが最初に相談を受けた時に引き受けた登記をなすという債務は、彼らを拘束し続けた。それは、登記によって土地に対する当該権利を第三者から守るという債務であったのであり、そして、彼らの依頼者は知らなかったことであるが、彼らはその債務が有効に履行し得ることを一九六七年八月一七日に止むまで履行しなかった。その期日こそが契約違反がなされた時であるように思われる。

私の判断では、この訴の根拠となっている契約違反は一九六七年八月一七日に発生したのであり、そして、被告の出訴期限の抗弁はこの項目の下でも認められない。以上のことから原告の主張を認容する。

(以上 森川 功)

二 関連判例

ここでは、本稿で取り上げたミッドランド信託銀行事件判決において適用された二件と区別された一件の判例について、本稿で扱う事項、問題点にかかわりがある部分だけを取り出して紹介することにする。これらのほかにくつかの参照判例の概略が既に本稿「第一の一の(四)判決の要旨」の中で述べられている。

- (一) 専門家と「特別関係」にある者に対する不法行為責任を認めた事件として適用された事件

ヘドリー・バイン会社対ヘラー銀行事件(被上訴人「被告」勝訴)[一九六三年五月二八日、貴族院判決](Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465; [1963] 3 W. L. R. 101; [1963] 2 All E. R. 575; [1963] 1 Lloyd's Rep. 485.)

イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(一)

(1) 事実関係

上訴人(原告、ヘドリー・バイン会社)は広告代理店であり、被上訴人(被告、ヘラー会社)は銀行である。上訴人はその顧客である訴外イーズィ・パワー会社の代理人として、もしもときは上訴人が責任を負う条件で広告契約を締結した。

上訴人はイーズィ・パワー会社の財政状態に疑問をもち、自身の取引銀行である訴外ナショナル・プロヴィンシャル銀行に照会を依頼し、同行はイーズィ・パワー会社の取引銀行である被上訴人に、同社には年十萬ポンド程度の信用がおけるか否かを照会した。被上訴人は当該会社の経営財政状態が良好である旨を文書で回答したが、その際、かかる陳述には責任を負わないことを付け加えておいた。

上訴人は、ナショナル・プロヴィンシャル銀行を通じてこの回答に接し、その結果として広告契約を破棄しないことにしたが、後にイーズィ・パワー会社が破産し、上訴人は一七、〇〇〇ポンド余の損失を被った。

上訴人は、被上訴人が回答をなすにあたって、注意義務に違反したとして、その結果として被った損害の回復を求めて訴を提起した。

第一審裁判所は、被上訴人は不注意ではあったが、当事者間に契約関係がないから、過失不実表示(negligent misstate-

ment)の責任を負わないと判示した。控訴院も同様、注意義務が存在しないとして第一審判決を支持した。本上訴はこの控訴院判決からの上訴である。

(2) 当事者の主張

(i) 上訴人側

不実表示が不注意になされ、そしてそれに信頼して行動した者が損害を被ったなら、契約上の関係がなくとも訴えうる。ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決 (Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562) がその先例である。同判決は行為ならびに言説にも、そして身体や財産に対する損害に限定されずに適用さるべきである。

本件におけるような特定で高度に特有な情況における特定の被告はこの特定の原告に対して注意義務を負っていた。

(ii) 被上訴人側

不注意な陳述をなすべきでないという一般的義務は存在しないから、排他的で特殊な義務が生ぜしめられる次の三つの場合においてのみ責任が生じる。すなわち、その義務が、①契約上のものである場合、あるいは、②信任上のものである場合、あるいは、③近接関係、すなわち原告の身体あるいは財産に対する有形的損害から生じる財政的損失を生ぜしめる違反から発生する場合である。一般的義務を創設するところまで法を拡大す

るなら、訴訟の防潮門を開くことになるだろう。

(3) 争点

被上訴人は注意義務を負っていたか否か。

(4) 判決

被上訴人は注意義務を負っておりかつ過失はあったが、明示の責任否認を行っていたが故に、責任はない。従って上訴を棄却する。

(5) 判決の要旨

(i) モリス判事 (Lord Morris of Borth-y-Gest)

本件における重要な法律問題は、本件の情況にあって、被上訴人が上訴人に対して負う注意義務が存在するかどうかである。

AがBに対して慎重な助言を与えることを引き受けるなら、その助言が不注意に与えられた場合には、責任が生じうるであろう。「うるであろう」と私が述べたのは、親切心や友人関係から発するあらゆる行為に法的義務を付着させようとするなら、日常生活における通常の礼譲やつき合いが不可能となってしまうだろうからである。

本件における考察は次のようなものとなる。第一に、AがBに対して義務を負っているかどうか。もし負っているなら、さらに義務の性質に関する考察が行なわれる。AがBに対して唯一負っている義務が正直であるべきという義務の場合もあるし、

単に正直であるだけでなく合理的な注意を払う義務である場合もある。

特殊な技量をもつ者が、契約とは全く無関係に、その技量をそれに信頼している他の者の助力のために用いることを引き受ける場合には、注意義務が生じる。サービスが言説により、あるいは言説を媒介として与えられなければならないという事実は、何らの相違をもたらさない。さらに、ある者がその者の判断、技量あるいは注意深い調査をなす能力が他の者により合理的に信頼されうる状況に置かれている場合に、その者が情報あるいは助言を、それに信頼していると知っているかあるいは知っているべき者に与えることを引き受けているか、もしくはそのような者に情報あるいは助言が伝えられることを容認しているならば、注意義務が生じることになる。

被上訴人は、自身の述べたことが、ナショナル・プロヴィンシャル銀行の、名は知らないが、顧客の誰かに伝えられるであろうことを知っていた。かかる状況において、名も知らない者に対する何らかの義務を被上訴人が負っていたものと考ええる。

しかし、最も重要な問題は、いわゆる注意義務が存在するかどうかである。被上訴人はナショナル・プロヴィンシャル銀行からの照会に応ずる必要はなかった。被上訴人が信用性について、意見の簡単な表示の形態において回答を与えたなら、正直

な回答を与える以上の高度の義務を引き受けたとはいえないし、それ以上のことも期待できないであろう。

しかし、この点については深入りする必要はない。本件における被上訴人はあらかじめ責任を負わないことを明らかにしているのである。

上訴を棄却する。

(ii) デヴリン判事 (Lord Devlin)

上訴人は、被上訴人が注意を払うという特殊な義務を自身に対して負っていることを証明しない限り、不実表示によって生ぜしめられた財政的損失を回復することはできない。

そもそも、不法行為としてのネグリジエンスは、全く行為のみに限定されるべきであって、言説にまでは拡大しえないと考えられていた。しかし、これが法であるならこの法が著しい欠陥をもつものであると考えることに、現在では、争いの余地がないであろう。

本件で考察すべきは、契約関係のほかに、注意深い助言及び正確な情報を与える義務を課す特別な関係が存在するかどうかである。従来は、この義務は、信任関係 (fiduciary relationship) の場合にのみ限定されてきたが、現在ではこれを拡大することが豊富な先例によって正当化される。

行為におけると同様に言説において注意を払う義務を生ぜし

めうる特別関係の範疇は、契約関係や信託的義務の関係に限られるわけではなく、「契約と等値の」、すなわち約因さえ存在していれば契約となるような情況において、責任の引受が存するような関係をも含む。

明示の引受、すなわち単なる表示とは区別される明示の担保が存する場合は、ほとんど困難がない。困難が生じるのは、引受が黙示的になされている場合を識別する場合である。かかる点において、約因の不存在は無関係である。しかし、情報あるいは助言に対して金銭の支払いがあったことは、情報あるいは助言が信頼されている、そして情報提供者あるいは助言者がこのことを知っていることの極めて有効な証拠となる。

契約と等値しうる関係が存する場合には、常に注意義務が存在する。かかる関係は一般的である場合もあるし、特定のであることもある。一般的関係の例は、ソリシターと依頼者あるいは、銀行と顧客の関係などである。

この種の一般的関係が存する場合は、その存在を証明する以上のことと必要とせず義務が生じる。本件におけるように、信頼されたものが特定目的に限って創設される特定の関係である場合には、明示もしくは黙示の責任の引き受けが存在するかどうかをみるため、特定の事実を吟味する必要がある。私はこの命題を近接性 (proximity) という一般概念の適用とみなす。

被上訴人側は、回答が第三者に伝えられることを知らなかった。たとえ知っていても、それはナショナル・プロヴィンシャル銀行が自身の責任でなす回答の参考にすぎないものと考えていた。このように主張している。本件においては、責任についての一般的な無答責が示されていなければ、この主張を考察する必要があっただろう。被上訴人は回答内容について責任を負わない旨を明らかにしていた。これは本件において決定的である。従って、私はこの理由からのみ、本件上訴を棄却する。

(他の裁判官の判決は省略する) (以上 須賀 淳)

(二) 専門家の注意義務は契約法上のみでなく不法行為法上のものであるとした事件として適用された事件

エッソ石油会社対マードン事件 (被告勝訴) [一九七六年二月六日、控訴院民事部判決] (Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801; [1976] 2 W. L. R. 583; [1976] 2 All E. R. 5, C. A.)

(1) 事実関係

本件被告は、原告石油会社が建設したガソリン・スタンドを賃借し経営することになったが、その際、豊富な経験と専門知

識を有する原告会社社員が見積ったガソリンの年間販売量を信用したうえで、その賃貸借契約を締結したのであった。当該スタンド建設を決定するにあたって算出されたかかる見積りは、地方当局の建築許可がおりなかったために、当初の計画が大通りから奥まった人目につきにくい場所へと変更されたにもかかわらず、修正されてはいなかった。はたして被告の危惧した通り、販売量は見積にはとうてい達せず、その努力も空しく赤字経営が数年間続いた。ついに被告が代金引換不能となると、原告会社は、スタンドへのガソリン供給を打ち切り、当該物件に対する占有権を主張し、未払金および中間利益の引渡を求めて、訴を提起した。

第一審裁判所は、被告の主張を認めて、たとえ販売量に関する陳述が契約前の交渉においてなされたものであったとしても、原告会社はその過失による不実表示に対して損害賠償責任を負うべきであるとして、被告勝訴の判決を下した。

これに対して、被告は、専門知識を有する原告が行なった販売量に関する陳述を信頼して契約を締結するに至ったのであるから、かかる表示は担保(warranty)にあたり、原告は契約違反を理由とする損害賠償責任を負うべきであると主張して、控訴院に上訴した。一方、原告も、当該判決を不服として反対上訴を提起した。

イギリスにおける弁護士の上訴の過失に対する法的責任(一)

(2) 争点

(i) 賃貸借契約を締結する誘因となった販売量の見積に関する表示により、原告は被告に担保を与えたと認められるか否か。
(ii) 専門知識を有する原告が行なったかかる陳述を過失による不実表示であるとして、被告は損害賠償を請求できるか否か。
(3) 判決およびその要旨

争点の双方につき積極的判斷を下し、被告の上訴を認容、原告の反対上訴を棄却する。

(i) デニング記録長官判事 (Lord Denning M. R.)

原告側は、両当事者間の交渉が契約締結へと至った場合には、彼らの権利および義務は、不法行為法ではなく契約法により規律され、従って、彼らの関係に、ヘドリー・バーン会社事件判決 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465. 前出二〇三頁) が適用される余地はないと主張している。しかし、原告が特に依拠している、グルーム対クローカー事件判決 (Groom v. Crocker [1939] 1 K. B. 194. 後出二〇八頁) に従ったソリシターに関するクラーク対カービー・スミス事件判決 (Clark v. Kirby-Smith [1964] Ch. 506. 前出九四頁) ならびに、原告が引用している建築家に関する、バゴット対ステイヴンス・スキヤンロン会社事件 (Bagot v. Stevens Scanlan & Co. Ltd. [1966] 1 Q. B. 197. 前出九五

頁)その他の諸判決は、そこに引用されていない上級の裁判所の諸判決と矛盾していることを、私はあえて指摘したい。それらの諸判決により明らかにされていることは、専門家の事件においては、合理的な注意を払うべき義務は、契約からばかりではなく、法によっても課せられ、それゆえ、不法行為訴訟を提起することが可能であるということである。

専門家は、契約に基づき、報酬をもらって助言を与えることがある。あるいは、契約がなくても、任意の責任の引き受けに従って、無報酬で助言を与えることもある。いずれの場合にも、その者は合理的な注意を払うべき同一の義務を負う。その一方は、法によって推定された(黙示の)約款を理由とし、他方は、法によって課せられた義務を理由としており、かかる義務の違反に対して、その者は損害賠償責任を負っている。

(ii) オームロッド判事 (Ormrod L. J.) およびショウ判事 (Shaw L. J.) も右の判決に同意した。(以上 今井雅子)

(三) ソリシターは契約上の責任のみを負い、不法行為責任を負わないとした事件として区別された事件

グループ対クローカー事件(原告一部勝訴) [一九三八
年四月一三日、控訴院民事部判決] (Groom v. Crocker

[1939] 1 K. B. 194; [1938] 2 All E. R. 394, C. A.)

(1) 事実関係

原告の運転する自動車は衝突事故を起こし、同乗していた彼の兄弟が重傷を負った。当該事故は、すべて相手方のトラック運転手の過失によるものであったが、原告およびトラックを所有するT商会に対して、損害賠償請求訴訟が提起された。原告は、自動車の保険会社に召喚状と申立書を手渡し、その処理をまかせた。ところが、すでに同保険会社とT商会の保険会社との間では、互いの金銭的利益を図るために、両者が扱っている当該訴訟と原告とはまったくかわりのない別の訴訟に関して、責任を半々で分担するという取り決めがなされていた。そして、同保険会社から原告の弁護士として指名された本件被告ソリシターは、原告には過失がなかったことを知っていたにもかかわらず、原告の同意を得ることなく、それどころか同意を求めようとせず、彼の代理人として、過失を認める答弁書を提出したのであった。その結果、T商会に対する訴が取り下げられた当該訴訟において、原告に損害賠償金の支払を命じる判決が下された。この賠償金は、保険会社により支払われたが、おそらく、明らかに過失のあったT商会を被告とする場合より低額であったと考えられる。

そこで、原告は、被告のかかる行為によって、精神的苦痛を被りまた運転手としての評判が損なわれたとして、被告がソリシターとして契約法上あるいは不法行為法上原告に対して負っている義務に違反したことを理由とする損害賠償、さらに、文書による名誉毀損を理由とする損害賠償を請求する訴訟を提起した。

第一審裁判所は、右の二点について陪審が評決した各一、〇〇ポンドに、原告に支払が命じられた損害賠償額分を加えた金額を認める、原告勝訴の判決を下した。

(2) これを不服として、被告ソリシターは控訴院に上訴した。
(2) 上訴理由

保険契約中の、保険会社は被保険者に対して提起された訴訟手続を絶対的に処理しかつ指揮することができるといふ条項に鑑みて、被告に過失があったという認定は誤りである。さもなければ、原告はいかなる金銭的損失も被っていないのであるから、名目的損害賠償金のみが認められるべきである。

(3) 争点
(i) 保険会社から指名されたソリシターである被告に対する原告の訴権は、契約法上のものか、それとも不法行為法上のものか。——契約法上のものである。

(ii) 原告の感情もしくは評判に対する侵害を理由とする一般

損害賠償金は、契約法上の訴権に基づいて請求することができるか否か。——消極的判断。

(4) 判決

被告の上訴を一部認容し、原告には、名目的損害賠償金四〇〇ポンドと、文書による名誉毀損を理由とする損害賠償金一〇〇ポンドを認める。

(5) 判決の要旨

(i) グリーン記録長官判事 (Sir Wilfrid Greene M. R.) 私の意見では、訴権は契約法上のものであって、不法行為法上のものではない。被告の義務は、保険会社が、保険契約により与えられた管理権を適切に行使することを条件に、依頼者である原告の代理人として事件を適切に処理することであった。ソリシターと依頼者との間の関係は、契約関係である。当該義務は、かかる関係の効果として生じたのであり、この関係を離れて存在することはなかった。

(ii) スコット判事 (Scott L. J.)

原告側は、義務違反を理由とする不法行為法上の訴権を有すると主張しているが、私はそうは思わない。ソリシターは、医者、建築家あるいは株式仲買人と全く同様に、専門家として依頼者に委任されるのであって、両者間の相互の権利および義務は、もっぱら委任契約により規制される。当該関係は、通常弁

三 解説

須賀 淳

護約束 (retainer) をもって開始されるが、両当事者の行為により、彼らの間に事実上ソリシターと依頼者の関係が存在していることが立証されるならば、弁護約束が推定される。弁護約束が与えられたならば、それにより、契約関係の通常の条件が効力を生ずる。とりわけその中には、あらゆる適切な手段により、依頼者の利益を保護し、また弁護約束に関する事項について依頼者の指示を実行すべきソリシターの義務が含まれている。かかる義務に付随するものとして、ソリシターは、明示的にせよあるいは黙示的にせよ、自分に与えられている裁量権の範囲内にはいすべての疑問の余地のある事項については、依頼者の意見を聞かなければならず、また、同様の基準に従って合理的に必要なとされる範囲で、依頼者に情報を提供しつづけなければならぬ。しかし、これらすべての観点から、両者のつながらは契約法上のものである。現在では、受寄者もしくは運送人の事件において残存している義務に類似するいかなるコモン・ロー上の義務も存在していないし、また、前述の義務の違反を理由として不法行為訴訟を提起することは、もちろん、特定の場合により、たとえば詐欺などのそのような事実が明らかにされるのでなければ、全くできないのである。

(iii) マッキノン判事 (MacKinnon, L. J.) も右の判決に同意した。(以上 今井雅子)

- (一) 序
- (二) 本判決の論理構造
- (三) 本判決の影響
- (四) 小括

(一) 序
「ソリシターは契約についてのみ責任を負う。不法行為についてはそうではない。」

この解説の対象であるミッドランド信託銀行対ヘット・スタップズ・ケンプ事件判決は、この命題に固執する諸判決の潮流に終止符を打った。しかし、ミッドランド信託銀行事件で判決を述べたオリヴァー判事は、ソリシターに対する不法行為責任を阻害してきた理由を明瞭な言葉をもって教えてはくれない。

したがって、この解説では、まず第一に本判決の論理構造を明瞭化し、ソリシターが不法行為責任から隔離されてきた理由を明らかにする。そして、かかる手続を踏まえた上で、次に本判決が与えると考えられる影響を考察してみる。

(二) 本判決の論理構造

これまでのところ、ソリシターは契約責任及び衡平法上の信任関係⁽²⁾に基づき責任以外の責任を負わされてこなかった。この

ことは、一九四六年のクラーク対カービー・スマイス事件判決⁽³⁾によれば、およそ一五〇年前にまでさかのぼる一連の諸判決⁽⁴⁾によって示されているという。しかし、オリヴァー判事⁽⁵⁾が検討したところでは、一九世紀前半から二〇世紀中項までの諸判例は、これを詳細に検討してみるならば、必ずしも一貫して不法行為責任を否定していたわけではなく、これを肯定するものもあり、また訴訟方式が現実の支配を及ぼしていた時代だったこともあり、複雑な様相を呈している。これら諸判例の不整合性を統一し、「ソリシターは不法行為責任を負わない。」との命題を明確化し、確立したのは、ようやくにして、一九三八年のグルーム対クロッカー事件判決⁽⁶⁾である。

しかしながら、オリヴァー判事はその後の一九六三年に判決の下されたヘドリー・バイン会社対ヘラー銀行事件判決⁽⁷⁾が、ソリシターに対して不法行為法上の義務を負わせること、すなわち不法行為責任を問いうる基礎を作ったとの判断を示している。そして、ミッドランド信託銀行事件判決は、第一にこのヘドリー・バイン会社事件判決の原理（以下ヘドリー・バイン原理⁽⁸⁾）に依拠することになるのである。

ところが、ヘドリー・バイン会社事件判決の直後にソリシター⁽⁹⁾に対して不法行為責任を訴求するクラーク対カービー・スマイス事件⁽⁹⁾が提起されこの原理の可能性が試されているわけである

が、そこではグルーム事件判決にそのまま依拠して、ソリシターの責任は契約についてのみ生じるという命題が反覆される。

オリヴァー判事は、ヘドリー・バイン会社事件判決の後ににおいてもまだ、このような判決を下しえた理由として四つの可能性を措定し、そこからひとつをその理由と断定し、それはエッソ石油会社対マードン事件判決⁽¹⁰⁾によって克服されたと結論付けているのである⁽¹¹⁾。

そこで、ソリシターの不法行為責任を否定する原則を確立したグルーム事件判決、肯定する可能性を示唆したヘドリー・バイン会社事件判決、それにも拘わらず否定したクラーク事件判決、そして肯定するための基礎を完全なものとしたエッソ石油会社事件判決。このようにミッドランド信託銀行事件判決をとりまく諸先例を図式化することができる。

ところで、オリヴァー判事の判決は、全体としてみれば、ヘドリー・バイン原理の解釈の結果として下されたものである⁽¹²⁾。オリヴァー判事は、本件ミッドランド信託銀行事件のソリシターに不法行為責任を負わせるにあたって、ヘドリー・バイン原理に三つの点に亘って解釈を加えている。(1)適用範囲、(2)注意義務の発生、(3)責任の競合、の三点である。

ヘドリー・バイン原理をここで必要な限りで極めて単純化して述べるなら、いちおう、「不注意な言説によって純粋に経済

的な損害を加えた場合にも訴権が生じうる。」ということになる。

オリヴァー判事はこの原理の適用範囲について次のような解釈を加えている。

「私が〔ヘドリー・バーン会社事件〕判決を読むところによれば、その作用は引き受けられたサービスが表示の形態あるいは事実、意見、助言の陳述の形態をとっている事件に限定されるわけではない。論理的には、その作用はバーン対ウェイド事件(前出九三頁)におけるように、サービスが通知をなすような何らかの他の積極的な行為を含んでいる事件にも適用されなければならないと思う。ひとたび義務が確立されれば、私の判断するところでは、違反が不法な行為(malfesance)の形態をとっているか、不作為(non-fesance)の形態をとっているかどうかということは問題になりえない。」

すなわち、ヘドリー・バーン原理は、言説によって損害を加えた場合のみならず、行為(acts)によって、しかも不作為によって加えた場合にも拡大して適用されるというわけである。オリヴァー判事が加えた第二の解釈は、ヘドリー・バーン原理に基づく注意義務の発生についてである。ヘドリー・バーン会社事件判決では注意義務の発生する場合を次のように表現し

ている。

「特殊な技量をもつ者が、契約とは全く無関係に、その技量をそれに信頼している他の者の助力のために用いることを引き受ける場合、注意義務が生じる。」

オリヴァー判事がここで最も問題視しているのは、「契約とは全く無関係に」という言葉である。この言葉は、これだけを取り出して読むならば、次の二つの意味に解しうる。①契約関係がない場合にのみ、ヘドリー・バーン原理に基づく責任が発生する。②契約関係がある場合はもちろん、それが無い場合であってもこの原理に基づく責任が発生する。

オリヴァー判事はこの二つの可能性のうち②を選ぶ。その理由として、すでにヘドリー・バーン会社事件判決においてデヴリン判事が、特別関係が存在する場合の典型例として契約関係のある場合を挙げていることを指摘するわけである。

オリヴァー判事が加えた第三の解釈は、ヘドリー・バーン原理に基づく不法行為責任が発生したとの前提に立って、これが契約責任と競合した場合、後者が前者を排除するかどうかという点である。クラーク事件判決はこれを積極に解するため、ヘドリー・バーン会社事件判決以後にあっては、ソリスターの不法行為責任の可能性を否定することができたとオリヴァー判事はみている。

このように問題の所在を明らかにした後、オリヴァー判事は、エッソ石油会社事件判決が契約責任の存在はヘドリー・バーン原理に基づく責任を排除しないことを確立したと断定して、この障害を乗り越え、本件ミッドランド信託銀行事件判決におけるソリシターに不法行為責任を負わずことを可能としている。

以上みてきたところから明らかなように、本判決は、全体としてみれば、ヘドリー・バーン原理の解釈の結果として下されたものである。エッソ石油会社事件判決もこの原理の解釈のための先例として引用されている。しかし、そもそもなぜ本判決はヘドリー・バーン原理に依拠しようとするのであろうか。

すでに述べたように、ヘドリー・バーン原理は、不注意な言説によって純粹に経済的な損害を加えた場合にも訴権が生じうるというものである。かつては、裁判所は言説という非有形的な加害態様及び経済的損害という非有形的な損害に対して不法行為の成立を認めようとしなかった。そのため、すでにドナヒュー対ステイヴンソン事件判決⁽¹⁵⁾が存在していた一九六三年の時点において、ことさらヘドリー・バーン会社事件判決が下される必要性があったのである。

しかし、ミッドランド信託銀行事件は言説によって損害を生ぜしめた事件ではない。本件での原告は被告ソリシターが買取選択権の登記をしなかったため、父親から貰えるはずであった

土地を貰いそこねた。ソリシターが買取選択権の登記をしなかったという「不作為」によって、純粹に「経済的な損害」を被った。そのため、本判決はヘドリー・バーン原理の適用範囲について拡大した解釈を与えなければならなかったわけである。したがって、わざわざヘドリー・バーン原理に依拠しようとするのは、加害態様が理由ではなく、損害の種類のためであると考えなければならぬ。ヘドリー・バーン会社事件判決によって初めて回復可能性を承認された純粹に経済的な損害が生じているためであると考えなければならぬ。

オリヴァー判事の判決のどこを捜しても、経済的損害とか非有形的な損害という言葉はついに発見されない。父親から貰えるはずであった土地を貰えなくなり、そのため損害が生じたという事実関係が、とくにそこに法的評価を加えていないかの如くに述べられているだけである。⁽¹⁶⁾

しかし、オリヴァー判事自身の意見からも、同判事が検討した諸判例からも、たとえばバリスターにおいて存する裁判制度運用上の障害というような種類の事情は、ソリシターについては何ら示されていない。またかりにあったとしても、ヘドリー・バーン原理、エッソ石油会社事件判決ともにそのような種類の障害を克服する内容をもっていない。したがって、少なくともミッドランド信託銀行事件判決が、ヘドリー・バーン原理に依

拠した理由は、その原理が純粹に経済的な損害（非有形的な損害）を回復しうるものとしているからであるといわなければならない。

そして、翻って考えてみるならば、ソリシターがその業務上の不注意によって、有形的損害を生ぜしめるとは考えにくい。全くありえないとはいえないにしても、大多数の場合は純粹に経済的な損害を加えるだけにとどまるものと思われる。そう考へるならば、一般的にソリシターが不法行為責任を負わせられないと述べられてきた第一の理由は「純粹に経済的な損害」という点に求められる。しかし、本件での加害態様はたまたま行為の形態をとったが、助言という言説の形態をとる場合もありうる。その場合は、純粹に経済的な損害と組み合わせ、ひとつの障害を形成していたことになる。いずれにしろ、ヘドリー・バーン原理の適用範囲内にはいる。

ちなみに、契約法の領域では、ずっと以前に、ヘドリー対バクスンデル事件判決⁽¹⁸⁾において、純粹に経済的な損害の回復がなされうるものが明確にされている。だから、ソリシターは契約違反については責任を負わされたのである。

ソリシターに対する不法行為責任を阻害してきた原因が、純粹に経済的な損害ということに求められるのであれば、ヘドリー・バーン会社事件判決はその障害を取り除いたことになるか

ら、「ソリシターは契約についてのみ責任を負う。不法行為についてはそうではない。」という命題は過去のものとならなければならない。事実、ある論者はヘドリー・バーン会社事件判決をはさんで改訂のなされたテキストブックの中で、この判決以前にはソリシターは不法行為責任を負わないとしていた部分⁽¹⁹⁾を判決後の版では、不法行為責任を負うと改めて⁽¹⁹⁾いる。

ところが、現実にはそうはならなかった。ヘドリー・バーン会社事件判決の後に下されたクラーク事件判決は、過去のものとなったはずの命題になお固執することができたのである。

オリヴァー判事はかかる現実の原因として、責任の競合の問題を挙げ、そしてこれはエッソ石油会社事件判決によって克服された⁽²⁰⁾と断定した。したがって、エッソ石油会社事件判決以前においても、少なくとも契約上の関係が存せず、言説を加害態様としていれば、ソリシターに不法行為責任を負わず基礎は完全に整っていたと考えることができる。ヘドリー・バーン会社事件判決自体において、デヴリン判事はソリシターの不法行為責任を示唆しているし、ある論者もヘドリー・バーン会社事件判決の評釈において、ソリシターに同判決が与える影響を考慮して、依頼者以外であればという留保を付して不法行為責任が発生することを認めている。そしてまた、本件ミッドランド信託銀行事件判決で、結局は事実認定において退けられたが、原

告が契約上の関係の不存在を主張しているのはこのためによると思われる。

「ソリシターは契約についてのみ責任を負う。不法行為についてはそうではない。」という命題には、可分のふたつの意味が込められていたことになる。第一は、行為あるいは言説によって加えられた純粹に経済的な損害は、不法行為を理由としては回復できない。契約違反を理由としてのみ回復できる。第二は、ヘドリー・バーン原理に基づく責任と契約責任とが競合した場合には、後者が前者を排除してしまう。

(三) 本判決の影響

以下においては本判決が与える諸種の影響を考察してみる。まず第一には従来からソリシターに負わされてきた契約責任と本判決により初めて負わされることになった不法行為責任とを、①被告となりうるソリシターの範囲、②義務違反の認定、③損害の近接性の三点に分けて比較してみる。そしてさらには、ソリシター以外の専門家、経済的損害の回復可能性、契約法と不法行為法との領域区分、に対して本判決が与える影響を簡単に考察してみる。

(1) ソリシターに対して契約責任に加えて不法行為責任が負

わされることになったといっても、このことが実質上も新たな責任を創設することになったのかどうかということは、これを具体的に考察してみなければわからない。

(i) ヘドリー・バーン原理においては、責任を課すためには、原告と被告との間に、信頼に基づく「特別関係」がなければならず、ネグリジェンスの一般原則であるドノヒュー事件判決の「隣人原則」より制限されたものになっている。

「特別関係」が具体的に何であるかということについては、ヘドリー・バーン会社事件判決自体、その後の市民相互生命保険会社対エヴァット事件の枢密院司法委員会の判決、その他多くの判決の中で論ぜられ、ミッドランド信託銀行事件においてオリヴァー判事も付随的に触れているように、引受、信頼、財政的利益、専門家など多数の概念が使用され、複雑となっている。しかし、これら多くの概念の中で中心となるのは、デニング記録長官判事もいっているように、信頼性である。

それでは、現実はこの「特別関係」にあるソリシターとはどんな状況におけるソリシターであろうか。どんな場合に信頼性があるとされるのであろうか。まず第一に、ヘドリー・バーン会社事件判決でデヴリン判事が述べているように、契約上の関係にあるソリシターと依頼者はこの特別関係の典型例とされるから文句なしである。しかしこれでは契約についても同じくソ

リシターに責任を問いうるから、⁽²⁷⁾被告となりうるソリシターについて相違が生じない。これに対して、たとえば、ソリシターが友人にたまたま深くわして助言を求められたような場合には責任が発生しないとされるから、新たに不法行為責任を負わせるということの影響を被る可能性のあるソリシターとは、この中間の情況に置かれた者だということになる。そのような中間の情況に置かれたソリシターとして、ある評釈者は法律扶助によって選任されたソリシターを挙げる。⁽²⁸⁾

(ii) 本件ミッドランド信託銀行事件判決において成立した不法行為責任は、より正確に述べるなら、ネグリジエンスという不法行為を理由とする責任である。今考察した「特別関係」もドノヒュー事件判決の「隣人原則」を修正しただけであって、巨視的にみれば「隣人原則」の一適用例である。⁽²⁹⁾

したがって、実際に責任が発生するためには、注意義務違反があったとの認定がなされなければならない。この場合、その基準が問題である。通常のネグリジエンスの事件では合理人が基準となるが、本件のようにソリシターというような専門家が関係してくる場合には、同種の職業に携わる者の慣行やそれらの者のうちの通常人が基準となる。そのような者を基準として被告が最善を尽していれば、損害が生じても責任を負わない。これに対して契約違反の場合は、まず第一に両当事者間に明

示の条項があればそれに従う。明示の条項がない場合には、裁判所が契約を解釈して両当事者の意思を探究することになるが、この場合裁判所はおおよそその一般原則としてはこれを厳格に解釈する。すなわち、被告が最善を尽していても、契約通りの履行がなされていなければ被告は責任を負う。

ところが、かかる裁判所の一般的態度には例外があり、それのうちソリシターと依頼者との契約が含まれている。

契約は、物の供給とサービスの提供とに分けられるが、後者のうちとくに専門的サービスについては、単に専門職上の全ての注意 (all professional care)⁽³⁰⁾を払えば足りるとされる傾向にある。たとえば、ソリシター、⁽³¹⁾建築家、⁽³²⁾会計士、⁽³³⁾医師などがそうである。

また明示の特約がある場合でも、免責条項については、契約に関しても、不法行為に関しても、一九七七年不正契約条項法が同じように制限を加えている。⁽³⁴⁾

したがって、義務違反の認定については、不法行為を理由としても契約を理由としても変わらないと思われる。

(iii) 不法行為における損害の遠隔性の一般基準は予見可能性であり、⁽³⁵⁾契約における一般基準である予期性 (contemplation) とは異なる。すなわち、前者は非常に僅かな蓋然性であっても、ともかく予見されたなら損害賠償の対象となるのに対し、後

者は予見されたととしても極く少数の場合にしか実際には生じないものは対象からはずされるのである。一般的にいうならば、不法行為の方が損害賠償の範囲が広く、契約の方が狭いわけである。しかし、損害の種類を有形的損害と経済的損害とに區別して、後者がこの一般原則と異なるのか否かを考察するならば、不法行為について不明な点が生じる。余り多く論じられなかった点があるのである。契約に関しては答えは明快である。少なくとも経済的損害に関する損害賠償の範囲は予期性が基準となる。

このように、不法行為については法はまだ未確定の状態にある。しかしいずれにせよ、不法行為責任と契約責任とが競合した場合には、両者間の相違をなるべく減らそうとする試み⁽³⁷⁾があることに注意すべきである。

これまでの検討から明らかとなったように、被告となりうるソリシターの範囲は、不法行為を理由とした方が広く、不法行為を理由としない限り訴えを提起されない者が現実存在する義務違反の認定についてはどちらを理由としても変わらないが、損害賠償の範囲は不法行為を理由とした方が広くなる可能性がある。出訴期限についても、不法行為の場合は損害の発生時が起算点となるから、普通に考えれば、こちらの方が有利となる。したがって、全体的にみても、契約責任に加えて不法行為責

任を認めたことは、実質的にソリシターの責任がとくに依頼者以外の第三者との関係で拡大されたことを意味することになる。そしてこのことは具体的には、ソリシター協会によるその会員に対する保険保証金 (insurance cover) の増額という形となって現われる可能性のあることが指摘⁽³⁸⁾されている。

(2) 本件ミッドランド信託銀行事件判決は、紙料に経済的な損害の回復を認めることで、ソリシターに不法行為責任を負わせた。したがって、純粹に経済的な損害ということが障害となつて不法行為責任から隔離されてきた他の専門家にもこれまでに検討してきたような影響が及ぶと考えなければならぬ。たとえば、建築家、会計士、測量技師、銀行家、株式仲買人などがそうである。ソリシターとこれらの専門家とを同一視⁽³⁹⁾することは、オリヴァー判事自身や同判事が引用するデニング記録長⁽⁴⁰⁾官判事の判決などで随所に述べられている。

(3) 繰り返し述べてきたように、ソリシターに対する不法行為責任を阻害してきた第一の理由は「純粹に経済的な損害」である。つまり、有形的損害に付随せずに生じる経済的損害の回復が敬遠されてきたことに由来するのである。

不法行為ネグリジエンス法においては、加害の態様については行為と言説、損害の種類については有形的損害と無形的損害という区別が重要な意味をもっている。これら四つの要素は交

互に組み合わせられる。⁽⁴¹⁾ ①行為と有形的損害、②言説と有形的損害、③行為と無形的損害、④言説と無形的損害。

言説や経済的損害のように無形的なものには無限に近く多数の訴訟をもたらし、その確知が難しいなどといった政策上の理由⁽⁴²⁾から、かつてはその損害の回復が裁判所により敬遠されてきた。言説というものは非常に伝播性が強く、人から人へと順々に限りなく伝えられていったり、テレビなどのマスコミを媒介としての発言は一時にして極めて多くの人々の耳に届く。その結果、言説を加害態様とする損害の回復を認めるならば「不確定期間、不確定集団に対する不確定程度の責任」⁽⁴³⁾がもたらされることになる。経済的損害の回復を認める場合にも同じような現象が生じる。有形的損害に比すると、経済的損害の連鎖はいつまでも続いていく。同じように不確定程度の責任がもたらされるわけである。⁽⁴⁴⁾

しかし、こうした裁判所の消極的な態度も②や④の形態については、隣人原則に修正を加えながら、徐々に緩和されて行くが、なおそうした潮流の中で取り残されていたのが、ミッドランド信託銀行事件がそうであった③の形態であった。

③の形態に関する法の発展は、一九七〇年のSCM(UK)会社対ホッタール親子商会事件判決⁽⁴⁵⁾に始まる。そして、一九七三年には、これと同様の事実関係に対して同趣旨の判決を下し

たスバルタン鉄鋼合金会社対マーティン(請負)会社事件判決⁽⁴⁶⁾が現われる。この事件は、被告である道路工事会社が訴外電気会社所有の電気ケーブルを切断してしまったため、そこから四〇ヤード離れた原告会社への送電が停止され、停電時に溶鉱炉の中にあつた材料の損害、それを製品にしたときの得べかりし利益、停電中にさらに製品とすることができた分の得べかりし利益、これらの回復を求めて提起された。これに対して控訴院は前二者の回復のみを認めると判示している。つまり、有形的損害に付随して生じた経済的損害の回復は認めるが、純粋に経済的な損害の回復は認めないのである。

その後、アンズ対ロンドン・マートン市会事件の貴族院判決⁽⁴⁷⁾において、有形的損害に付随してではあるが、ひび割れなどのために低下した建物の価値という経済的損害の回復が認められている。

さらにその後、バッチェイ対首都住宅開発会社事件で控訴院は、⁽⁴⁸⁾ 家屋には有形的損害が生じていないが、庭に有形的損害が生じたという事実関係の下で、アンズ事件判決に依拠しつつも、庭に有形的損害が生じたということは、家全体との相関においてそれが生じたことだととして、家屋の価値が低下したことから生じた経済的損害についての回復を認めている。

全くの概略だけであるが、そのように裁判所は、行為によっ

て経済的損害を加えるという形態に対して、実質上は拡大しつつあったとはいえ、有形的損害に付随して生じた限りにおいて経済的損害の回復を認めるという状態にあった。

かかる状態の中で、ミッドランド信託銀行事件判決は言説以外の、しかも登記をしなかったという不作為によって生じ、有形的損害を伴わない純粹に経済的な損害の回復を認めたのであった。

このような諸先例の中にあつて、高等法院という立場でのミッドランド信託銀行事件判決がなぜこのような判決を下したのか、ということがとくに純粹に経済的な損害の回復を否定しているスバルタン鉄鋼合金会社事件判決との関係で、疑問として起きてくる。⁽⁴⁹⁾確かに、ミッドランド信託銀行事件判決は貴族院によるヘドリー・バーン会社事件判決に依拠してはいるが、スバルタン鉄鋼合金会社事件判決はそれより後に下されているのである。ヘドリー・バーン会社事件は不実表示(言説)を加害態様とし、スバルタン鉄鋼合金会社事件は行為を加害態様とするから、後者はあのような判決を下したわけであるが、行為を加害態様とするミッドランド信託銀行事件での判決がヘドリー・バーン会社事件判決に依拠しているというこの現実にあつて、三つの判決相互間の関係は一体如何なるものと理解すればよいのだろうか。

イギリスにおける弁護士の上の過失に対する法的責任(一)

(4) ミッドランド信託銀行事件判決は、エッソ石油会社事件判決に基づいて、ヘドリー・バーン原理に基づく責任と契約責任とが相互に他方を排斥するものでないことを明らかにして、もうひとつの重要な波紋を不法行為一般理論に投げかけている。すなわち換言するならば、契約違反自体が不法行為となることを承認しているのである。⁽⁵⁰⁾

かかる承認は、不法行為法と契約法との境界を不鮮明とし、不法行為法と契約法の融合を暗示するものと理解できる。そのような理解の上に立つならば、かかる現象は契約法の不法行為法への発展的解消なのか、両者が未分化であつた引受訴訟(assumpsit)の時代への単なる回帰なのであるか、というイギリスの法体系そのもの⁽⁵¹⁾に関わる重大な問題に連なっていく。

(四) 小括

ミッドランド信託銀行事件判決は、初めてソリシターに不法行為責任を負わせた。しかし、それは高等法院における判決ということもあつて、直ちに確固たる法になるわけではない。

ミッドランド信託銀行事件判決の後、これとは異なつた手法を用いてソリシターに不法行為責任を負わせた高等法院のロス事件判決⁽⁵²⁾、言説以外の方法で加えられた純粹に経済的な損害の回復を認めた貴族院のジュニア・ブックス事件判決⁽⁵³⁾、パリスタ

一に対する免責はもはや一般的に与えられるものではないこと及び、傍論ながら、法廷において弁論を行なうソリシターはバリスターと同様の免責が与えられることを明らかにした貴族院のサイン・マリ事件判決¹⁾が下されている。したがって、これら諸判決との関連で、ミッドランド信託銀行事件判決が現在どのように扱われ、どのような影響力をソリシター及びその他の専門家に及ぼしているかを考えてみなければならぬ。

註

- (一) Midland Bank Trust Co. Ltd. v. Hett, Stubbs & Kemp [1979] Ch. 384.
- (二) たゞこれらは信託に關連して發生する。cf. Nocton v. Lord Ashburton [1914] A. C. 932.
- (三) Clark v. Kirby-Smith [1964] 1 Ch. 506, at 510.
- (四) See, *Dias in Clerk & Lindsell on Torts*, 398 n. 30 (15th ed. 1982).
- (五) *Supra* note (1) at 405-411.
- (六) Groom v. Crocker [1939] 1 K. B. 194 (運用一〇八頁)
- (七) Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465.
- (八) *Supra* note (1) at 411-418.
- (九) *Supra* note (3).
- (一〇) Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon [1976] Q. B. 801 (運用一〇六頁)
- (一一) *Supra* note (1) at 418-433.
- (一二) *Id.* at 417, 432.
- (一三) *Id.* at 416.
- (一四) *Per Lord Morris of Borth-y-Gest in Hedley Byrne, supra* note (7) at 502-503.
- (一五) Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562.
- (一六) *Supra* note (1) at 394.
- (一七) G. WILLIAMS & B. A. HEPPLE, FOUNDATIONS OF TORT, p. 16 (1976); CHARLESWORTH ON NEGLIGENCE, p. 361 (1st ed. 1938); p. 558 (6th ed. 1977); Stanton, *Solicitors and Professional Liabilities: A Step Forwards*, 42 M. L. R. 207, at 210 (1979).
- (一八) Hadley v. Baxendale (1854) 9 Exch. 341.
- (一九) CHARLESWORTH ON NEGLIGENCE, p. 361 (1st ed. 1938); p. 558 (6th ed. 1977).
- (二〇) Coote, *The Effect of Hedley Byrne*, 2 N. Z. U. L. R. 263, at 280 (1967).

- (12) *Supra* note (1) at 404.
- (22) 「隣人原則」の内容をいふのは「比較法學」一五卷一頁七一頁參照。
- (23) Mutual Life & Citizens' Assurance Co. Ltd. v. Ewatt [1971] A. C. 793.
- (24) See, JAMES WITH BROWN, GENERAL PRINCIPLES OF THE LAW OF TORTS, p. 288-289 (4th ed. 1978).
- (25) *Per* Lord Denning M. R. in Dutton v. Bognor Regis Urban District Council [1972] 1 Q. B. 373, at 394-395.
- (26) *Per* Lord Devlin in Hedley Byrne, *supra* note (7) at 529.
- (27) See, Ross v. Caunters [1980] Ch. 297, at 307.
- (28) Jolowicz, *Contract and Tort—Solicitors—Professional Negligence is a Tort*, [1979] CAMB. L. J. 54 at 56.
- (29) Migdal, *Suing Lawyers: Much Ado About Nothing*, 124 S. J. 40, at 41 は「公民相談室 (citizen advice bureau) にあけるソリシターは「ドリー・ブーン会社事件判決で述べられた種類の関係とは異なる」と述べている。
- (30) *Per* Lord Devlin in Hedley Byrne *supra* note (7) at 530.
- (31) JAMES WITH BROWN, *supra* note (24) at 289.
- (32) P. S. ATIYAH, AN INTRODUCTION TO THE LAW OF CONTRACT, at 184 (3rd ed. 1981).
- (33) *Id.* at 188.
- (34) Clark v. Kirby-Smith, *supra* note (3) at 511.
- (35) Unfair Contract Terms Act 1977, s. 2 (2).
- (36) The Heron II [1969] 1 A. C. 350.
- (37) H. Parsons (Livestock) Ltd. v. Utley Ingham & Co. Ltd. [1978] 1 Q. B. 791.
- (38) Dias, *Common Law in Chancery—Negligence of Solicitors*, [1980] CAMB. L. J. 45, at 46.
- (39) Migdal, *supra* note (29) は「ソリシターは信託銀行事件判決によつても責任は拡大されておらず、ソリシター協会が会員に対する保険保証金の増額を提案するようにならば思えなうと述べている。また Jolowicz *supra* note (28) at 56 は責任が拡大されたことは前提した上で「法律扶助に基づいて選任されたソリシターに責任を負わすことになる」と「慈善的契機が失われかねない」と注意を促している。

イギリスにおける弁護士職業上の過失に対する法的責任(一)

- (36) *Supra* note (1) at 420.
- (37) Dutton, *supra* note (25).
- See also, Charlesworth, *supra* note (17); G. Williams & Hepple, *supra* note (17). 「これらに就いて」
- (14) Dias *supra* note (4) p. 39 「正確な態度をとり得る」
- (14) Cane. *The Males and Bounds of Hedley Byrne*, 55 *Aust. L. J.* 862 at 873-874 (1981).
- (37) JAMES WITH BROWN, *supra* note (24) pp. 59-60.
- (37) *Per* Cardozo C. J. in *Ultramares Corporation v. Touche* (1931) 174 N. E. 441 at 444.
- (14) Weller & Co. v. Foot and Mouth Disease Research Institute [1966] 1 Q. B. 569.
- (37) SCM (United Kingdom) Ltd. v. W. J. Whittal & Son Ltd. [1971] 1 Q. B. 137.
- (37) Spartan Steel and Alloy Ltd. v. Martin & Co. (Contractors) Ltd. [1973] Q. B. 27.
- (14) Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728.
- (37) Batty v. Metropolitan Property Realisations Ltd. [1978] Q. B. 554.
- (37) Stanton, *supra* note (17) at 210.
- (36) *Id.* 「なほ」 ハットン石油会社事件判決と「ミッドランド信託銀行事件判決の間」前者に依拠して契約違反自体が不法行為責任の根拠となることを承認した「マッティ」事件判決があるが、「ミッドランド信託銀行事件判決はそれの直後に下されたものである」という特殊事情のため「オナー」事件は「マッティ」事件と異なる。 *Supra* note (1) at 433.
- (15) 「マッティ法」における契約関係 (privity of contract) の狭大の観念なら抱えた「マッティ」 G. GILMORE, THE DEATH OF CONTRACT, (1974).
- (32) Ross v. Caunters, *supra* note (27).
- (32) Junior Books Ltd. v. Veitchi Ltd. [1982] 3 W. L. R. 477.
- (15) Saif Ali v. Sidney Mitchell & Co. [1980] A. C. 198.